○総務省令第七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十八日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（無線局の種別及び定義） **第四条**　［略］ ［2　略］ 3　設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局についての前条第一項及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「河川、湖沼」とあるのは、「河川、湖沼、領海の外側を除く海域」とする。	（無線局の種別及び定義） **第四条**　［同上］ ［2　同上］ ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省・文部科学省令第一号

放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第十条の規定に基づき、放送大学学園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十八日

総務大臣　村上誠一郎

文部科学大臣　阿部　俊子

放送大学学園法施行規則の一部を改正する省令

放送大学学園法施行規則（平成十五年総務省・文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（主務大臣への書類の提出） **第六条**　学園は、法第十条に規定する書類を主務大臣に提出するときは、放送大学学園に関する省令（平成十五年文部科学省令第三十九号）第五条第三項各号に掲げる書類を併せて提出しなければならない。	［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○法務省令第五号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第二項、第四百四十四条第一項及び第六百十七条第二項の規定に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十八日

法務大臣　鈴木　馨祐

会社計算規則の一部を改正する省令

会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。